

◆令和2年「中小企業の賃金・退職金事情」調査結果の概要

(調査について)

調査時点	令和2年7月31日現在
調査対象	事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）に基づく名簿データより層別に無作為抽出した都内の従業員数10～299人の中小企業3,500社
調査方法	調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼
調査項目	(1) 毎年調査している項目 賃金、賃金制度、モデル賃金・初任給、賞与・諸手当（以上令和2年7月現在） 年間給与支払額（令和元年分） (2) 隔年で調査している項目 定年制度、退職金制度、モデル退職金（以上令和2年7月現在）
集計方法	有効回答を得た1,407社（有効回収率40.2%）について集計

(1) 毎年調査している項目

○賃金

令和2年7月の全常用労働者（直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パート・アルバイト、病欠者、休職者を除く全従業員。役付者を含む。）の平均賃金は、所定時間内賃金が350,477円、所定時間外賃金が29,803円となり、合計で380,280円（平均年齢42.1歳、平均勤続年数11.0年）であった。令和元年の全常用労働者の年間給与支払額（所定時間外賃金、賞与等を含む。）の平均額は5,507,107円であった。

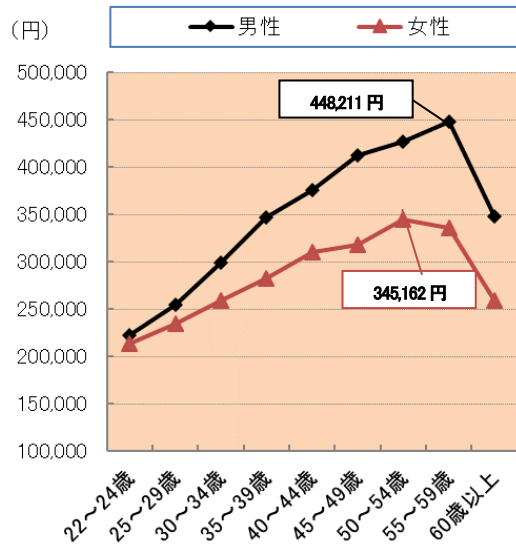
企業規模別では、所定時間内賃金、年間給与支払額が最も高かったのは「100～299人」規模の企業で、所定時間外賃金が最も高かったのは「50～99人」規模の企業であった。【図表1】

年齢別に所定時間内賃金のピークをみると、男性が55～59歳（448,211円）、女性が50～54歳（345,162円）であり、年間給与支払額のピークも同様に男性が55～59歳（7,122,587円）、女性が50～54歳（5,503,005円）であった。【図表2, 3】

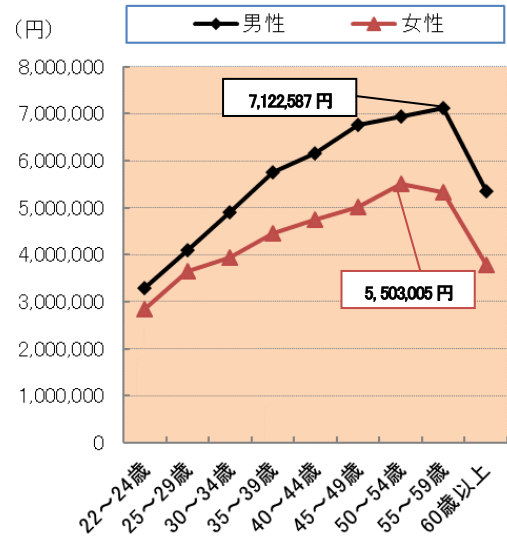
【図表1】全常用労働者の平均賃金

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	令和2年7月1か月の平均賃金(円)				令和元年 年間給与 支払額 (円)
			合計	所定時間内 賃金	通勤手当を 除いた所定 時間内賃金	所定時間外 賃金	
調査産業計 (昨年度計)	42.1 (41.7)	11.0 (10.6)	380,280 (382,666)	350,477 (346,055)	338,436 (333,753)	29,803 (36,611)	5,507,107 (5,399,265)
規模別	10～49人	43.0	366,154	340,383	328,861	25,771	5,124,598
	50～99人	42.4	389,354	354,628	342,793	34,726	5,546,533
	100～299人	41.1	388,515	358,261	345,490	30,254	5,882,875

【図表2】年齢別賃金（月間所定時間内賃金）



【図表3】年齢別賃金（年間給与支払額）



〇賞 与

過去1年間（令和元年7月～令和2年6月）の賞与を支給した企業の平均金額は、令和2年の夏季一時金が388,782円、令和元年の年末一時金が401,767円、その他賞与が85,980円で、合計すると876,529円であった。企業規模別の支給額は、令和2年の夏季一時金及び令和元年の年末一時金では企業規模が大きいほど高くなり、その他賞与では「50～99人」が最も高くなった。【図表4】

【図表4】過去1年間の平均賞与支給額

区分	集計企業数 (社)	賞与支給企業数 (社)	支給額 (円)			支給なし (社)	無回答 (社)		
			支給額合計	令和2年夏季一時金	令和元年年末一時金			左記以外	
調査産業計 (昨年度計)	1,407	1,010	876,529 (946,486)	388,782 (418,502)	401,767 (426,047)	85,980 (101,937)	197	200	
	<100.0>	<71.8>					<14.0>	<14.2>	
規模別	10～49人	924 <100.0>	636 <68.8>	773,724	342,856	361,966	68,902	161 <17.4>	127 <13.7>
	50～99人	301 <100.0>	227 <75.4>	1,022,687	462,619	440,936	119,132	26 <8.6>	48 <15.9>
	100～299人	182 <100.0>	147 <80.8>	1,103,405	477,905	514,526	110,974	10 <5.5>	25 <13.7>

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

< >内は構成比 (%)

(2) 隔年で調査している項目

○退職金とモデル退職金（卒業後すぐに入社し、標準的に勤務した場合の退職金水準）

「退職金制度あり」とする企業は回答企業の65.9%であった。退職金制度がある企業を100%とすると、退職一時金のみを採用している企業は71.8%、退職一時金制度と退職年金制度を併用している企業が23.3%、退職年金制度のみを採用している企業が4.9%となった。【図表5】

モデル退職金をみると、定年時の支給金額は、高校卒が10,314千円、高専・短大卒が10,260千円、大学卒が11,189千円であった。【図表6】

【図表5】退職金制度の有無

	集計 企業数 (社)	制度あり (社)	制度あり(社)の内訳			制度なし (社)	無記入 (社)
			退職一時金 のみ	退職一時金 と退職年金 の併用	退職年金 のみ		
調査産業計	1,407 (100.0)	927 (65.9)	666 < 71.8>	216 < 23.3>	45 < 4.9>	294 (20.9)	186 (13.2)

() < >内は構成比 (%)

【図表6】モデル退職金

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)	自己都合退職	会社都合退職
			支給金額(千円)	支給金額(千円)
高校卒	10	28	896	1,148
	15	33	1,684	2,091
	20	38	2,788	3,332
	25	43	4,073	4,719
	30	48	5,433	6,227
	定年		-	10,314
高専・短大卒	10	30	973	1,245
	15	35	1,832	2,244
	20	40	2,975	3,586
	25	45	4,380	5,038
	30	50	5,911	6,650
	定年		-	10,260
大学卒	10	32	1,135	1,483
	15	37	2,149	2,660
	20	42	3,534	4,250
	25	47	5,243	5,980
	30	52	7,059	7,856
	定年		-	11,189

○継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）

制度の対象となる従業員についてみると、「希望者全員に適用」と回答した企業が、再雇用制度では73.8%、勤務延長制度では72.5%であった。【図表7】

また、最長雇用年齢については「70歳以上」と回答した企業が、再雇用制度では16.4%、勤務延長制度では40.5%であった。【図表8】

【図表7】再雇用制度、勤務延長制度の採用状況

	制度採用 企業数 (社)	対象者			定年時と比較した賃金		
		記入 企業数 (社)	希望者全員に 適用	労使協定で定 めた基準に該 当する者※	記入 企業数 (社)	定年時と比較した賃金	
						定年時より 低下	定年時と 同一
調査産業計 (再雇用制度)	851	814 (100.0)	601 (73.8)	213 (26.2)	780 (100.0)	649 (83.2)	131 (16.8)
調査産業計 (勤務延長制度)	179	167 (100.0)	121 (72.5)	46 (27.5)	160 (100.0)	74 (46.3)	86 (53.8)

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

()内は構成比(%)

※ 改正高齢者雇用安定法が施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。なお、経過措置は令和7年3月31日までとなっています。

【図表8】再雇用制度、勤務延長制度における最長雇用年齢

	制度採用 企業数 (社)	記入 企業数 (社)	平均年齢	最長雇用年齢								
				61歳 ～ 64歳	65歳	66歳 ～ 67歳	68歳 ～ 69歳	70歳 以上	70歳	71歳 ～72歳	73歳 ～74歳	75歳以 上
調査産業計 (再雇用制度)	851	700 (100.0)	66.0	5 (0.7)	573 (81.9)	3 (0.4)	4 (0.6)	115 (16.4)	91 < 79.1>	1 < 0.9>	2 < 1.7>	21 < 18.3>
調査産業計 (勤務延長制度)	179	121 (100.0)	68.0	1 (0.8)	68 (56.2)	2 (1.7)	1 (0.8)	49 (40.5)	33 < 67.3>	1 < 2.0>	-	15 < 30.6>

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

() < >内は構成比(%)